

令和4年4月1日

オルタナプレイス八幡 身体拘束等適正化のための指針

株式会社オルタナウェイズ

1 身体拘束の適正化に関する基本的考え方

「正当な理由なく利用者の身体を拘束すること」は身体的虐待及び利用者本人の尊厳の侵害に該当する行為である。オルタナプレイス八幡では、その身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束等をしないサービスの提供に努める。

(1) 障害福祉・児童福祉サービス・児童福祉基準の身体拘束廃止の規定サービス提供にあたっては、当該利用児又は他の利用児などの生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用児の行動を制限する行為を禁止する。

(2) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用児個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わない支援を提供することが原則である。しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行う事がある。

① 切迫性

利用児本人または他の利用児等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援方法がないこと。

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体拘束を行う場合には、以上の3つの要件をすべて満たすことが必要である。

2 身体拘束適正化委員会その他組織に関する事項

(1) 目的

身体拘束廃止への組織的対応を図ることを目的に、「身体拘束適正化委員会（以下、委員会）」を設置する。

(2) 委員

委員長は管理者が務めるほか、必要に応じてその他の支援職員を委員に加えることができる。

その他、利用児童生徒の保護者、事業所外の身体拘束適正化に関する見識を有する者を委員とすることができる。

(3) 委員の責務

委員会の委員長及び委員は、目頃より利用者の支援の場に身体拘束及び身体拘束につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求めたり、指導することとする。

(4) 委員会

年1回以上、委員長の招集により委員会を開催する。なお、虐待防止検討委員会等、相互に関連が深い場合には、委員会を一体的に開催することがある。

(5) 審議事項

- ① 身体拘束適正化に関する基本理念及び行動指針の周知等職員への啓発に関すること。
- ② 身体拘束適正化のための指針、マニュアル等の整備に関すること。
- ③ 職員の人権意識を高めるための研修計画の策定に関すること。
- ④ やむを得ず身体拘束を行うことの適否および対応に関すること。
- ⑤ やむを得ず身体拘束を行った際の対応の見直しに関すること。

3 身体拘束適正化のための職員研修に関する基本の方針

現任職員に対しては年1回以上研修を実施することとし、虐待防止のための研修と一体的に実施することができるものとする。

新規採用職員については、採用時の研修で実施する。

研修の実施内容は紙面もしくは電磁的記録で保存する。

4 やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

- (1) 本人または他の利用者の生命および身体を保護するために、やむを得ず身体拘束を行う可能性がある場合は、身体拘束適正化委員会で、具体的な対応について検討する。
- (2) 検討した内容については、文書を用いて保護者に説明して同意を得た後に実施し、同意文書は解約後5年間保存する。
- (3) 身体拘束を行った場合は、日時および内容を記録する。
- (4) 半年を目処に身体拘束適正化委員会において対応の見直しを行い、身体拘束の必要がなくなると判断した場合は、身体拘束に関する措置を解除する。

(5) 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は当社ホームページに掲載して閲覧に供するものとする。

(6) その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

行政の発信する情報の収集、地域の関係団体等が主催する研修へ積極的に参加するなどして、権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めることとする。

《 附則 》

この指針は、令和4年4月1日より施行する。